

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 退職手当金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）が常勤職員として雇用する事務職員（以下「使用人」という。）の退職手当金の支給について、必要事項を定めるものである。

(総則)

第2条 使用人が退職したときは、この規程により退職金を支給する。

2 前項の退職金の支給は、会社が各使用人について独立行政法人勤労者退職共済機構（機構）中小企業退職金共済事業本部（中退共本部）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(掛金の開始)

第3条 新たに雇い入れた使用人については、本採用となった年に中退共本部と退職金共済契約を締結する。

(掛金月額の設定)

第4条 退職金共済契約の掛金月額は、別表のとおりとし必要に応じて、毎年4月に調整する。

(掛金納付の停止)

第5条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共本部の掛金納付を停止する。

(退職金納付額)

第6条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付年数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(退職金の減額)

第7条 使用人の退職の事由が懲戒解雇等の場合には、中退共本部に退職金の減額を申し出ることがある。

(退職金の支払い)

第8条 退職金は、使用人（使用人が死亡したときはその遺族）に交付する退職金共済手帳により中退共本部から支給を受けるものとする。

2 使用人が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又は、その遺族に交付する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会情勢の変化などにより必要がある場合には、理事会で協議のうえ改廃することができる。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

別表／賃金を基準

賃 金	掛金月額
～16 万円未満	8,000 円
16～20 万円未満	10,000 円
20～24 万円未満	12,000 円
24～28 万円未満	14,000 円
28～32 万円未満	16,000 円
32～36 万円未満	18,000 円
36～40 万円未満	20,000 円
40 万円以上	22,000 円

別表／掛金納付年数を基準

掛金納付年数	掛金月額
3 年まで	5,000 円
6 年まで	8,000 円
9 年まで	12,000 円
10 年以上	15,000 円